

令和５年度第３回東久留米市地域自立支援協議会

令和５年１１月１３日

【障害福祉課長】

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
これより令和５年度第３回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

本日は、斎藤委員、吉野委員、岡野委員より欠席の御連絡をいただいております。過半数の委員出席がございますので、本日の会議は成立しております。

それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。一番上の資料が本日の次第でございます。続いて、資料３－１、令和４年度障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成という資料になります。その下に、資料３－２としまして、東久留米市第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画（素案）のたたき台となっております。

配付資料は以上になります。不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

続きまして、会を進めるに当たっての注意事項でございます。この会では、議事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってから御発言いただきますようお願いいたします。御発言の際は着席のままで結構でございます。また、議事録上公開の際は、会長や委員等の職名での記載となります。

なお、本日は、協議事項（２）のために、計画策定支援を委託している株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の中沢がオブザーバーとして参加しております。

それでは、ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくをお願いいたします。

【会長】 よろしくをお願いいたします。

まず、傍聴者についてですが、本日傍聴を希望されている方はいらっしゃいますか。

【障害福祉課長】 なしです。

【会長】 今はいらっしゃらないということで、もし遅れていらっしゃる方がおられるようなら、事務局に確認してもらった上でお認めしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 それでは、進めさせていただきます。

次第の１、協議事項です。まず、（１）専門部会について、事務局より説明をお願いいたします。

【管理係長】

まず、「令和４年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成」という資料３－１を御覧ください。

こちらは、障害者総合支援法の改正に伴いまして、令和４年４月１日施行となるのですが、（自立支援）協議会の役割・機能というところで改めてまとめられたものになります。

①としまして、協議会を通じた「地域づくり」にとっては「個から地域へ」の取組が重要という形で記載されておりまして、「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」とされております。

また、②としまして、こちらは、②と③が新しく定められたところになりますが、協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることに努力義務を課すとされているところです。

ただし、個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し守秘義務を課すとされております。

下のところの協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例を御覧いただきますと、この左の真ん中あたりに、「協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている」とされたところです。

今回、東久留米市におきまして施設代表者会という別の会議体がございますが、地域の障害福祉事業者の代表の方に基本的にお集まりいただきまして話し合いを行っている会議体になるのですが、そちらの部会で、相談支援専門員が集まって月に１回話し合いを行っている会議体がございます。そちらの相談支援部会を地域自立支援協議会の傘下に令和６年度から移させていただきますが、そちらで相談支援専門員の中で出た個別の事例検討とか、地域の課題を挙げていただきながら、また地域自立支援協議会の本会の中でその課題について話し合っていくという形での役割を担っていきたいと考えております。

この下の図を御覧いただきますと、市町村協議会の中で部会と事務局機能と

いう形で2つに分かれて記載がされておりました、相談支援事業連絡会議のほうは事務局機能という形での記載になっております。今回、地域自立支援協議会の中で、部会としてなのか、新たに事務局機能を事務局の傘下といった形でそういった会議体を位置づけるかというのは今後の検討ですけれども、今日皆様には、その自立支援協議会の傘下という形で相談支援部会の役割を担っていくという形でよろしいかということをお協議いただきたいというところになります。

先般、施設代表者会でも同じようなお話をさせていただきました、施設代表者会ではこの件につきまして同意を得ているところでございます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明のありましたこの件につきまして、何か御質問、御意見等のある方がいらっしゃいましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。私も先ほど説明を伺ったばかりなので、具体的なことはまだこれからということですが、要するに、相談支援事業連絡会議に相当するものが地域自立支援協議会の中の一つの組織になるということのようですが、基本的な方向性については御異議ないと考えてよろしいでしょうか。

【委員】 今お話しいただきました施設事業代表者連絡会ですかね、そのことについて少し教えていただければと思います。お願いします。

【会長】 では、お願いいたします。

【委員】 施設代表者会の代表をやっています。障害者施設代表者会議ということで、東久留米市の中で事業をやっている施設の人たちが集まって情報交換をするということですからずっとやってきたのですが、以前は任意団体だったのですけれども、それに行政のほうから、ある程度この会議体の位置づけをはっきりとしていきたいということで、行政と一緒にやるようになってきています。

部会としては、この間、放課後等デイの部会や、あと相談支援や、そういったものを開いているし、行政のほうからは、指導検査のこういったところをしっかりと守って事業運営をするようにという話をしたり、コロナ禍ではなかなか開かれなかったのですけれども、大体年に1回か2回ぐらい開いて、全体の会議はやってまして、それ以外に相談支援部会が、2か月に1回ではないのか。

【委員】 毎月やっています。

【委員】 毎月やっているという状況です。だから、障害福祉の事業をやっ

ている施設の代表が集まっている会議ということです。

【会長】 ありがとうございました。

【委員】 ありがとうございました。

【会長】 そのほかに御発言は。お願いいたします。

【委員】 今、委員のお話によると、任意の団体であったのが、行政が管理するという、管理するのではないのかな、行政と一緒にやるということになったのは、任意ではいけないということなのか、行政がやる意味が深まったのか。その辺の任意団体が、行政の面倒を見る、行政の中に入るということがよく分からないのですけれども。

【委員】 歴史的な経過からあるのですが、障害が重い人たちの通う場がなかなかできないということで、それが市のほうから、もともと任意団体だった施設代表者会議のほうに、何とかならないか、生活介護の事業をやってくれないかという話があったときに、いろいろ議論しました。その議論の内容がある程度議会にも反映されるようになったというところで、そういう意味では、市のほうとしてもこの障害者施設代表者会というのを任意というのではなくて、ある程度議会に対しても説得力のあるような形にしたいということで、協働というか、行政と一緒にやるようになったという歴史的な経過が、私しか知らない経過があるので、そんなところです。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。では、そうすると、これの要旨に変わったということの深い意義づけになるわけですね。あと、この2番とか3番がそのようになっていますから、そう理解してよろしいでしょうか。

【会長】 お願いします。

【委員】 これは自立支援協議会での組織的な内容で、先ほど質問のあった施設代表者会議というのはまたこれとは別にあるので、そこにあった相談支援部会をこっちのほうに、より我々の会議体のほうに持っていきたいということで、それ以前はここにあったんですけれども、それが一旦向こうに行って、またこっちに戻ってきたという感じでいいと思いますけれども。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございました。

そのほかに御質問、御意見等がおありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

基本的な方向性はよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、事務局から提案がありましたとおり、次年度から本協議会に相談支援事業連絡会議を設置する形で御対応いただきました

いと思います。ありがとうございました。

それでは、次第の2、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について、事務局より説明をお願いいたします。

【管理係長】 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画につきまして御説明さしあげます。

まず資料の3-2を御覧ください。障害福祉計画の御説明から申し上げますと、5ページをお開きください。こちらに計画の性格といたしまして、本市の障害福祉に関する様々な施策につきまして、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的としております。根拠法令としましては、障害者総合支援法と児童福祉法という形で定められております。計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間という形になりまして、現行の計画が令和3年度から5年間と3年間運用しているものになりまして、そちらの計画期間が終了することから、新たに来年度を始期としました3年間の計画を定めるというところで今、検討を進めているところでございます。

7ページを御覧いただきまして、計画の策定につきましてなんですけれども、こちらは国の指針というものが3年に1回、国から出される形になっております。こちらが障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針というものになりまして、障害福祉計画及び障害児福祉計画において定めることを、通知するものになっております。今回出されました国の指針の内容が以下の7ページと8ページに記載しているところになります。

8ページの真ん中を御覧いただきますと、こちらの計画は、障害当事者の方や障害者団体・家族会の代表の方、学識経験者の方等々、障害福祉サービスを提供する事業者の代表から構成される地域自立支援協議会におきまして内容を協議・検討し、その意見を踏まえた上で策定するものとさせていただいております。

また、こちらの検討に先立ちまして、市民アンケート及び事業者様へのヒアリング調査を実施しておりまして、こちらの会議を踏まえまして、また12月にパブリックコメントを実施いたしまして、市民の方からの御意見をいただくことになっております。

9ページを御覧いただきまして、障害福祉計画・障害児福祉計画の進行管理というところになるのですけれども、毎年、こちらの自立支援協議会のほうでPDCAという形で計画の進捗を御確認いただいているところでございます。

10ページの関係者・関係機関との連携というところで、障害者施策の推進に当たりましては、行政、市民の方や御家庭、地域、学校、事業所など、様々

な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携していくことが重要という形になっております。そのため、障害の特性などの理解促進に努めていくとともに、地域自立支援協議会とその専門部会を核としまして、各団体が協働して、障害のある方を支える包括的なネットワークの構築を進めますというところで記載しております。

続きまして、12ページを御覧ください。障害のある人の状況という形になりまして、本市の障害者手帳等をお持ちの方の状況について記載している部分になります。

まず、12ページからが身体障害者手帳をお持ちの方の状況になっております。令和5年4月1日時点では3,294名という形で、若干減少となっております。

主な障害としましては、内部障害の方が最も多く、続きまして下肢障害の方という形になっております。

年齢構成別で見ますと、65歳以上の方が7割という形で、高齢化が進んでいる状況となっております。

等級別では、1級の方が最も多いという状況です。

続きまして、14ページです。知的障害者の方の状況になります。東京都の愛の手帳をお持ちの方という形になりまして、令和5年4月1日時点では1,044人という形で、こちらは増加の傾向となっております。

年齢構成別で見ますと、18歳以上の方が大体8割という形です。

等級別では、4度の方が最も多く、半数程度の方という形になっております。

続きまして、15ページを御覧ください。精神障害者手帳をお持ちの方の状況になります。こちらは、令和5年4月1日時点で1,557人といった形で、この6年間で703人、82.3%の増加ということで、かなり増加している状況でございます。

障害等級別で見ますと、2級の方が大体約半数という形となっております。

また、自立支援医療の精神通院を受給されている方も、令和5年4月1日時点で2,602人という形で、こちらも15.6%の増加という形になっておりまして、精神障害者手帳を持っている方はかなり増加している状況ということがうかがえるかと思えます。

続きまして（4）発達障害者の状況という形で、自立支援医療費助成を受給している方の中での発達障害者の方の人数を記載している部分になるのですが、ちょっとこちらは、大変恐縮ですが、会議開催前に数値の誤り等が見つかりましたので、改めて御提示させていただければと思えます。

（5）が難病・小児慢性疾患医療費助成受給者の状況ということで、こちら

は6年間で97人の増加という形で、こちらも若干増えている状況になっております。小児慢性特定疾病につきましては、ほぼ変わらずといった状況でございます。

17ページ以降は、参考資料といたしまして、健康課におきまして管理しております健康診査時の心理相談とか心理経過観察健診利用者の方の人数です。わかくさ学園の発達相談等の実施件数、特別支援学級等への在籍状況、公共職業安定所管内の職業紹介状況、また就労支援室の利用状況等を掲載しております。

最後の福祉施設から一般就労への移行状況につきましても、ちょっとこちらは数字に不確実性がありましたので、また今改めて検討している状況でございます。

では、一旦こちらで説明を終わらせていただきます。

【会長】 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問や御意見等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

【委員】 7ページ、8ページの国の指針に基づいた計画策定のところで、昨年の暮れくらいだったと思うのですが、地域生活支援拠点を各都道府県、市町村で設置することを努力義務にするということを閣議決定されたと思うのですが、それについては、地域生活支援拠点のことが何も書かれていないのですが、その点をちょっと説明していただきたいと思います。

【会長】 お願いします。

【係長】 こちらに記載しているものが、国の指針に書かれている題名というものを抜粋して記載している形になるのですが、この中で丸の2つ目、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方という中で、3番に、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実という形で、国の指針には記載がございます。それを受けて市でこれからどうしていくかというところは、これから御説明さしあげます障害福祉計画の記載事項というところでまた御説明させていただく形となっております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

そのほかに御質問、御意見等がおありの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

お願いします。

【委員】 資料16ページの発達障害者の状況というところですが、ちょっと誤り等があったと伺ったのですが、令和5年度のところはそう

かなと思いましたが、令和２年度、３年度、４年度につきましては、その数字というのは何か分からないものになるかなと思いましたが……。

【会長】 もしお分かりになればお願いします。

【係長】 管理係長の畠山です。申し訳ありません。ちょっと今改めて集計をしているところという形になりますので、分かり次第また御提示させていただければと思います。

【委員】 分かりました。よろしくお願いします。

【会長】 せめて、大まかに、増えているのか、減っているのかぐらいは分かりますか。

【主査】 令和２年度から３年度にかけて、令和３年度の数は今２７０ということで出てはいます。令和４年度、５年度は改めて確認中ですが、数は増えています。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

【委員】 １３、１４ページですけれども、年齢別のところが、知的障害の場合は１８歳未満と１８歳以上で、身体とか精神とかの区分けとちょっと違うんだけれども、これは何かあるのかな。同じであったら、それはそれでいいかなと思いますが。

【管理係長】 管理係長の畠山でございます。こちらの数字は以前からこういった形の区分けになっておりますために、どうしてこうなっているのかというところは、詳細は不明なんですけれども、恐らく愛の手帳の方々には１８歳未満と１８歳以上で新しく判定が加わるというところかとは思いますが。

【会長】 推測ですが、恐らく知的障害の定義として、１８歳未満に発症しているというのが法令上あるはずなので、仮に１８歳未満に発症して１８歳を過ぎている方と、よく似た症状であっても、恐らくそれを反映しているのかなと推測はしましたが、ちょっと確証はないですが、恐らくそういうことだろうと思います。

【委員】 ６５歳問題がこのところありますので、できれば６５歳、つまり１８歳未満で発症して６５歳に達している人たちも何人かおられるような気がするので、そこら辺もあるとありがたいなと思いますけれども、よろしくお願いします。

【会長】 ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】 それぞれの障害の手帳の所持者数と等級等は書かれているのです

が、その方たちの障害福祉サービスの利用状況というのが分かったらありがたいなと思って、何かその後のほうに記載とかがされたりはするのでしょうか。お願いします。

【管理係長】 申し訳ございません、手帳をお持ちの方のうち、どれくらいの方がサービスを受けていらっしゃるかというところの集計は今行っていない状況になりますので、またそういった数字を出せるかどうかも含めて、検討材料とさせていただければと思います。

以上でございます。

【会長】 お願いします。

【委員】 それから、これは手帳でやっているの、同じ人が幾つかの手帳を持っている場合も、知的とか精神とか、あると思うんですけども、障害が複雑化してきているという状況もある中で、そこら辺をつかむのはなかなか難しいと思うんですが、そういった視点もどこかに入れていただけるといいのかなど。現状、うちの利用者でも、肢体不自由で知的を持っていて精神も持っているという方もおられますので、そういった重複している状況なども分かったら、東久留米市の状況も見えやすいのかなと思いますので、ちょっと大変かもしれないのですが、できればありがたいと思います。

【管理係長】 ちょっと時間的に、今回の計画にそれが反映できるかというところは確約できないのですけども、今後そういった数字のほうも確認できる範囲で確認させていただきまして、計画への記載を検討させていただければと思います。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

お願いします。

【委員】 18ページ、障害や発達に課題のある子どもの状況で、これは小・中のところまでは人数が出ているのですが、高等部がある学校が都立にはありますので、そういうところの人数というのは把握されないのでしょうか。特別支援学級等への在籍状況があるのですが、それは小、中だけなので、高等部、そこから今度、多分さいわいさんとかあおぞらさんに登録する方とかもいるでしょうし、地域の福祉サービスを使う方もいるということになってくると、そういう人数も把握していたほうが、今後の数値の根拠になるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【管理係長】 こちらの数字は、公立の学校という形で指導室で把握している数字を現行記載してございまして、ちょっとこちらで高校の数字は把握していない状況になりますので、また改めて、把握できるのであれば把握させてい

ただいて、計画の記載事項として検討させていただければと思います。

【委員】 他市とかですと、特別支援学校は都立になるので、どうしても各市というところでは集められないかと思うんですが、学校に直接「何人いますか」という形で調査が来たりするので、そういった形で、学区域のある学校とない学校とございますが、それぞれの学校にお問合せしていただくと、人数とかは把握できるかなと思います。

【会長】 ついでにちょっと。これは「特別支援学級等」になっていますが、恐らく「等」の中に含まれるのが通級と特別支援教室ですね。恐らく今の小田部委員の御提案をもう少し広げるなら、特別支援学校に在籍している子どもの数まで把握されたほうがその後の障害発達支援につながるデータだろうという御提案を含んでいると思うので、ぜひ支援学級、支援学校も含めた把握を今後検討していただければと思います。これはただの意見です。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

【委員】 見る限りで、もし分かればいいのですけれども、医療的ケア児の支援の仕方とか、いろいろな形で関わりが出てくるかなというところで、医療的ケアといってもかなり幅広いのですけれども、ある程度ポイントを絞って、酸素とか経管栄養の人数が分かるとありがたいかなというのは感じました。

以上です。

【管理係長】 医療的ケア児の方の人数につきましては、今後把握することは検討課題だと認識しておりまして、把握の方法がかなり難しいというところもありますので、その方法も含めながら、今後検討させていただければと思います。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

お願いします。

【委員】 今のお話に少しつながってくるかなと思うのですが、障害や発達に課題のあるお子様の状況といったところで、医療的ケア児の支援法などもできておりますので、今、東久留米市のほうでもガイドラインなども作成されて、通常の学校とか、あと保育園とか幼稚園とか、そういったところでの受入れなども、それは医療的ケア児に限らず、発達障害のお子さん等もそうだと思うのですが、そういったところも進められていらっしゃるかと思いますので、その受入状況などについても少し把握、記載をしていただけるとありがたいと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、一旦先に進めさせていただきます。障害福祉計画になります。では、障害福祉計画についての事務局からの説明をお願いいたします。

【管理係長】 そうしましたら、22ページ以降を御覧ください。こちらが障害福祉計画の内容になります。

まず、令和8年度に向けた目標の設定という部分でございますが、こちらは、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項につきまして、国が障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成または変更に当たって即すべき事項について定めております基本指針に準じまして、令和8年度における目標を設定している箇所になります。

まず(1)としまして、福祉施設入所者の地域生活への移行という形になります。

こちらは、国の基本指針では、令和4年度末時点における施設に入所されている方のうち、6%以上の方が令和8年度末におきまして地域生活に移行すること、それとともに、令和8年度末における施設に入所される方の人数を令和5年度末から5%以上削減することという形で示されております。

こちらは、本年の最初に、自立支援協議会の中のPDCAで説明させていただいた数字は令和4年度末91人という形で御説明さしあげていたのですが、この数字に誤りがありまして、令和4年度末時点94人という形になっております。令和5年9月末時点の入所者の方が91人という形になっておりますので、おわびして訂正させていただきます。

こちらの数字を国の見込みどおりに当てはめていきますと、地域生活に移行される方の目標値が6人、施設入所から退所される方の最終的な人数という形で5人退所されるということで、令和8年度末時点の入所者の方89人という形で記載しております。

東久留米市におきましても、現在、20人ほど、施設入所の待機の方もいらっしゃる状況の中で、なかなか地域生活に移行するというのは難しい状況ではあるのですが、令和4年度末で94名、令和5年9月末時点で91人というところで、なかなかこの数字より増やすという形で計画を策定することは難しいというところもございますが、こちらは国の基本指針どおり、89人という形で目標としてございます。

23ページを御覧ください。こちらは、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築となります。

こちらにつきましても、国の基本指針や成果目標を踏まえまして、引き続き保健・医療・福祉関係者による協議を継続して行ってまいります。本市におき

ましては、東久留米市精神保健福祉ケア連絡会を協議の場としております。国の基本指針では以下のとおり目標値の設定が掲げられているのですが、これらの成果目標につきましては市で把握することはなかなか難しい状況になっておりますので、市では目標設定を行わないという形で記載しております。

こちらの国の基本指針による目標値は、令和8年度におきまして、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とする。

また、令和8年度末における、精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。

令和8年度におきまして、精神病棟における退院率を入院後3か月68.9%以上、6か月84.5%以上、1年時点の退院率91%以上とするとされております。

こちらの2番に関しましては、後日東京都から数字が提供されるという形になりますので、24ページの最後の基盤整備量という形で記載を考えております。まだ提供されていないので、数字は空欄となっております。

また、国で定めるように記載されております活動指標になります。こちらは、協議の場の開催回数、これから3年間の見込みは毎年3回を見込んでおります。

また、協議の場への関係者の参加者数の内訳は、記載のとおりとなっております。

また、こちらの協議の場で、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる目標設定及び評価の実施回数も、1回ずつという形で記載しております。

また、4番としまして、精神障害のある方の各事業の見込みです。こちらも御覧のと通りの記載となっております。基本的に、地域移行支援、地域定着支援につきましては、自立生活援助も含めまして、精神障害のある方が主に利用されているサービスという形になりまして、後ほど御説明するのですが、こちらの数字をそのまま記載しているような形となっております。

続きまして、25ページの地域生活支援の充実というところになります。

こちらは、国の基本指針におきましては、障害のある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において、障害のある人の地域生活支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備える地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実情等を踏まえ運用状況を検

証及び検討することを基本とするとされております。

本市におきましては、前回計画におきましては、検討を進めるという形での記載になっていたのですが、こちらは、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備を基本といたしまして、必要な機能や地域における支援体制の把握を進め、令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を整備するべく検討しますと記載してございます。また、整備に当たりましては国が示すコーディネート等の配置を念頭に置くとともに、整備後には、年1回以上、運用状況を検証及び検討することとさせていただきます。

こちら、地域生活支援拠点の整備につきましては、先ほど堀野委員がおっしゃっておられましたように、国のほうで努力義務という形で令和6年度以降されたところでございますので、市といたしましてもここ3年の間に整備を進めていけたらという形で考えているところでございます。

また、今回新たに追加されたところで、強度行動障害を有する方への支援体制の充実ということが掲げられておりまして、その状況や支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携した支援体制の整備について検討しますと記載しております。

こちらは、強度行動障害を有する方の状況や支援ニーズの把握というところで、今後、把握方法等も含めて、こちら地域自立支援協議会の中でお話をさせていただきます。

また、26ページ、(4)福祉施設から一般就労への移行等という形になります。こちらは、令和3年度末に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行をされた方の人数につきましては、国の係数に応じて見込みを記載しているところになります。こちらは、国の指針どおりの記載という形になっておりますので、御覧いただければと思います。

就労定着支援事業所につきましては、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上という形になっておりまして、就労定着支援事業所は今現在も市内に1か所という形になっております。

また、その真ん中より少し下の利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所が全体の5割以上という形になります。こちらは、今、東久留米市内で2か所、就労移行支援事業所があるのですが、市内の事業所を利用されている方はかなり少なくなっておりまして、ちょっとこの辺は今後の検討材料かなと考えているところでございます。

続きまして、27ページです。相談支援体制の充実・強化等というところでございます。こちらは、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の

緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することと国で定められておりまして、努力義務とされたところでございまして、市としましても、今後３年の間に設置するという方向での記載となっております。

また、基幹相談支援センターにつきましては、市民相談支援専門員の配置を目指すとともに、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言や研修等の実施による地域の相談支援事業所の人材育成など、相談支援体制の強化を図る体制の確保について検討しますと記載しております。

こちらは、第７期の見込みという形で、国の活動指標にのっとって記載しているところでございます。令和６年度、７年度、検討という形で記載しているのですが、検討状況によっては令和７年度に開始できるかもしれないというところで、あくまで今の予定としまして、令和８年度末までに機能を設置しますという形での記載をしているところでございます。

また、先ほど冒頭にお話しさせていただきました相談支援部会の地域自立支援協議会への移行ですけれども、そちらに活動指標の見込みを設定してございまして、一番下の協議会における相談支援事業所の参画による事例検討回数１２回というものは、先ほどの相談支援部会の開催回数を記載しているところでございます。その部会に参加している事業者様、機関の方の数が１７機関という形になりまして、あとは協議会の専門部会の設置数、現状の住みよいまちづくり部会、子ども部会、就労部会の３部会を年４回開催するというところで１２回という形での記載としております。

最後に、（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築という部分になります。

国の基本指針におきましては、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者様が参加、参入されている中、利用者の方が真に必要な障害福祉サービスの提供を行うことが重要であるとされております。

本市におきましては、障害福祉サービス等に係る各種研修等を活用いたしまして、障害者総合支援法等につきましても職員の理解を深めるとともに、障害福祉サービス費等の請求の過誤をなくすための取組や、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組といたしまして、請求の審査結果を分析し得られる過誤の発生傾向、また東京都が実施する指定障害福祉サービス事業者への指導監査の結果を共有することによって得られる情報に基づき、施設代表者会などの機会を通じて事業所へ助言指導していきますという形の記載としております。

また、こちらの活動指標といたしまして、障害福祉課の職員の研修への参加人数の見込みと、その審査結果の共有の回数という形での記載をしておりまし

て、こちらの参加人数につきましては、障害福祉課の人数の大体半数が毎年 1 回は研修を受けるという形での記載の人数となっております。

また、こちらの審査結果の共有につきましては、施設代表者会におきましてこちらを共有させていただくという形で、年 1 回という記載となっております。

長くなりましたが、一旦こちらで終了させていただきます。

【会長】 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がおありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

よろしいですか。一つ質問させてください。24 ページの活動指標で、もちろん数字は都から提供されるものを踏まえた上で計画をつくることになると思うのですが、例えば 24 ページの③、④、23 ページの①からでも構わないのですが、第 7 期（見込み）とありますが、もちろんこの見込みの数値に特に異論はないのですが、これまでの実績があったほうが、この数値を読んだ人は評価しやすいと思うのですが、実績の数値をそれこそ令和 5 年の実績だけでも 1 行入れることがもしできるのであれば、検討していただきたいと思います。

【管理係長】 実績につきましては、追記させていただければと思います。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、御質問や御意見等、いかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】 24 ページ、④です。精神障害者の地域移行支援の利用者数、地域定着支援の利用者数というところで、見込みで令和 6 年度から 1、2、2 と出ているのですが、実際に地域移行に関しては多分毎年ゼロ、ゼロで来ていると思うのですが、この事業を使って退院している方はいないのですが、この事業を使って退院させてほしいという依頼は結構あります。ただ、これを使うと、非常に事務作業が煩雑になるので、この事業を使わずに、もう直接病院に行って退院の支援という形です。これを使うと多少個別給付はつくのですが、それよりも事務にかかる負担のほうが大変なので、これを使わずに実際は退院していただいているという感じで、件数的にはもっとたくさんの方が退院しているということだと思います。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、御発言がおありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。お願いいたします。

【委員】 今の 22 ページのところで、福祉施設入所者の地域生活への移行と、人数の動きは書いてあるのですが、例えば施設入所されている方が亡くな

って減ったという数はこれには入らないわけですね。基本的には、地域に移行したという方の人数と捉えてよろしいのでしょうか。

【管理係長】 亡くなられた方の人数につきましては、地域移行の方としてはカウントされない形になります。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

【委員】 先ほどから地域生活支援拠点のことばかり言って申し訳ないのですが、令和8年度までに検討するというのは、ちょっと、ほかの23区とか、ほかの市などに比べると、すごく東久留米は遅れていると感じています。令和8年度までに例えば面的整備をするとか、そういう、もうちょっと前倒して整備をしていただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

【管理係長】 地域生活支援拠点とともに基幹相談支援センターの御説明を先ほどさせていただいたのですが、市としましては、まず基幹相談支援センターの設置から進めさせていただいて、併せて地域生活支援拠点のほうの整備をさせていただければと考えております。両方とも設置の重要性というのは理解しているところではあるのですが、なかなかその準備というところで、確実にというところで、まず基幹相談支援センターというところで記載しておりまして、ですので、こういった記載とさせていただいたところでございます。

【委員】 ありがとうございます。私も、先ほど委員がおっしゃったように、福祉につながっている人はいいのですが、福祉につながっていない人をちょっと把握するのが大切かなと思っていますので、その点も併せてお願いします。

【会長】 ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】 27ページの相談支援のところに、協議会における相談支援事業所の参画による事例検討回数と書いてあるのですが、これは具体的にはどのような感じでイメージしていったらいいのか、ちょっと、分かる範囲でいいのですが、何か教えていただけるとありがたいなと思います。

【管理係長】 先ほど御説明、御協議いただきました施設代表者会における相談支援部会を地域自立支援協議会の傘下とさせていただくというお話をさせていただいたところですが、その中で、例えば個別の事例等の検討をしていただきまして、その検討内容を地域全体に生かしていくというイメージになってございまして、こちらは相談支援事業所の参画による事例検討回数とい

う形になっておりまして、現在のところ月1回、相談支援事業所の部会は開催されているところになりますので、そちらの開催回数を記載しているというところになります。

実際、そこで上がりました、例えば地域の課題とかというところをこの本会の中でまた改めて、例えば個人情報等をなくしたような形で御検討いただくという方向になるかと考えております。

以上でございます。

【委員】 その事例検討は障害福祉課のほうから出してもらえるのか、それとも各事業所から出すのかというのも結構なかなか、実際に見ているところもあるので、そこら辺の仕組みもちょっと一緒に考えていきながらやらないと、なかなか進まないかなと思いますので、ぜひお力を貸していただけるといいかなと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】 同じく27ページの相談支援の充実の件なのですが、磯部委員が今おっしゃったように、相談部会では結構事例の話というのは出ているのですが、その吸い上げ方、そのプロセスをどう反映していくかというのがなかなか見えない、感じないという話が出てきているので、その仕組みづくりは、せっかくいい話やいろいろな課題が出てくることを市のほうもいろいろと協議していただいているというお話は伺っているのですが、何か目に見える仕組みづくりというのができるかとすごくありがたいのかなというところはお願ひしたいと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、先に進ませていただき、事業量の見込みのところからでしょうか、事務局から御説明をお願いいたします。

【管理係長】 そうしましたら、29ページ以降を御覧ください。こちらが、令和6年度以降の各サービスにおける事業量の見込みとなっております。

事業量の見込みは、国から示されました推計方法によります実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域状況や利用実態等に鑑み算出しております。

まず、訪問系サービスでございます。こちらは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援という形のサービスとなっております。

まず、居宅介護につきましては、先ほど精神障害者保健福祉手帳所持者の方が増えているという形でお話しさせていただいたのですけれども、精神疾患をお持ちの方の利用がかなり増えているという状況がございます。一旦、コロナ禍におきまして若干利用が減っていた部分もあるのですけれども、今後、コロナも収まってきたというところで、若干の増を見込んでいる部分でございます。

また、行動援護につきましても、コロナ禍の期間中は若干利用が減っていたところなのですが、こちら、だんだん利用が増えてきている状況ということで、利用が増える見込みということで記載してございます。

こちらの計算に関しましては、利用者数掛ける利用時間数という形での計算となっております。

今まで、重度障害者等包括支援につきましては記載がなかったのですが、こちらは市で今実施はしていない状況ではあるのですが、計画上、記載するという形になっておりますので、新たに記載を追加してございます。

31ページに行きまして、訪問系サービスの見込量確保に向けての方策という部分になります。こちらは、見込まれるサービス利用量の増加に対応するため、地域の事業所様と連携して福祉人材の確保及び養成の支援に努めます。また、サービスの質の向上や福祉人材のスキルアップのため、研修情報の提供や地域自立支援協議会主催の講演会等を実施しますという形で記載しております。

続きまして、32ページ、日中活動系サービスでございます。こちらは、まず生活介護でございます。生活介護は、基本的に、利用される方が毎年増えておりまして、これからも高齢化と重度化等が見込まれているところから、利用される方は増える見込みということで記載しております。

また、一番下の就労選択支援というものが、障害者総合支援法の改正によって新しくできたサービスでございます。サービスの内容としましては、障害のある方が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の御希望、就労能力や適性に合った選択の支援を行いますという記載になっているのですけれども、ちょっとまだなかなか、詳しい事業内容とか、あと事業所さんがどれくらいできるかとか、その辺がなかなか予想しづらい部分もありまして、こちらも見込みの数字が、東久留米特支さんと小平特支さんの令和7年度における卒業見込み、卒業生の方の人数とか、あとは就労継続支援B型を新しく利用される方の人数等を勘案して見込んだ数値となっております。

続きまして、33ページ以降を御覧ください。こちらが、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）・（B型）、就労定着支援という形での記載になっておりまして、こちら、コロナ禍におきまして一定、利用が控えられている

ような状況はあったのですけれども、基本的には利用が増えるという見込みで記載しているところでございます。

続きまして、35ページ、短期入所です。短期入所が、一番コロナ禍の影響を受けましてかなり利用が減っていたところになるのですけれども、利用も今回復してきておりまして、また今後、地域生活支援拠点等の検討を進めるに当たりまして、緊急時の対応というところで、また短期入所の需要が増えてくるというところもございますので、こちらが増えてくるという見込みでの記載となっております。

こちらの見込量確保に向けての方策というところでございます。

まず、福祉人材の不足により、利用者の需要に対応できない状況につきまして、事業所様と連携して人材の確保に努めます。

また、障害のある人の高齢化・重度化に伴う利用者の増加や、特別支援学校等の卒業生の進路希望の増加による生活介護の定員の不足が予想されますというところで、利用者様の希望するサービスの提供体制の確保のため、定員拡充などの働きかけについて検討していきますと記載しております。

また、自立訓練につきましては、障害のある人が地域で自立した生活を営めるよう、必要な訓練の充実を図りますとしているところです。

また、就労移行支援につきましては、市内事業所の利用が減少しているため、利用者様のニーズの把握に努めます。また就労継続支援については、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして生産活動等の減少が見受けられることから、市内事業所様や地域自立支援協議会の就労部会、また就労支援室と連携しまして、農福連携の取組など新たな生産活動の開拓を図りますとしているところです。また、就労定着支援におきましては、一般就労へ移行した方の定着率の向上を目指しますとさせていただいております。

また、先ほども申し上げましたが、短期入所につきましては、家族の高齢化や緊急時の対応など、ニーズの増加が見込まれるというところで、地域生活支援拠点の整備とともに必要な提供体制の確保に努めますとさせていただいております。

続きまして、36ページ、居住系サービスになります。こちらは、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援という形になります。

まず、自立生活援助は、市内に事業所がないということもありまして、なかなか利用が伸びていかない状況というところでございます。大体月に1件あるかないかという状況になりますので、今後も1件程度の見込みという形で記載しております。

また、グループホームにつきましては、かなり利用が増えている状況である

とともに、事業所のほうもかなり増えている状況でございますので、その辺も加味しまして、こちら増加の記載となっております。

施設入所支援につきましては、先ほどの記載と合わせまして令和８年度は８９人という見込みとなっております。

続きまして、３７ページ、居住系サービスの見込量確保に向けての方策という部分でございます。

自立生活援助は、市内に事業を提供する事業所がないということから、事業者様の新規開設を促し、独り暮らしの人などへの支援を行うとともに、入所施設や長期入院からの地域移行を推進しますという形で記載しております。

また、グループホームにつきましては、新規事業所の開設が続き、定員が増加しているところと、一方で支援の質の確保について課題となっているところがございます。東京都とも連携しながら運営状況を確認、助言等を行いまして、適切な運営ができるように促していきます。また、利用者のニーズ把握に努め、本市における事業所の定員数も勘案しながら、地域で必要とされる見込量の確保に努めますという形での記載としております。

また、施設入所支援につきましては、基本方針としての地域移行の推進と当事者及びその御家族の方の希望との調整を図りながら、施設入所の支援を行いますという記載となっております。

また、３８ページの相談支援です。こちらは、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援という形で、先ほど委員からもお話がありましたけれども、地域移行支援と地域定着支援を利用される方がなかなかいらっしゃらないということで、こちらの数字となっております。

また、計画相談につきましては、利用が年々増えているといった状況もございますので、こちらは増加の見込みという形で記載しております。

こちらの相談支援事業の見込量確保に向けての方策としましては、相談支援専門員の不足が見込まれるため、新規事業者の参入や研修の受講を積極的に促し、見込量の確保に努めます。

また、地域自立支援協議会と相談事業所部会との連携により、地域の課題抽出やケース検討による質の向上を図ります。

また、施設や病院に長期入所・長期入院している方が安心して地域での生活に移行できるよう、事業所と協力して支援に努めますという記載となっております。

一旦、以上となります。

【会長】 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等おありの委員がいらっし

やいましたらお願いいたします。

委員、お願いいたします。

【委員】 36ページの共同生活援助、グループホームなのですけれども、質の確保が必要であるということで、毎回伺っているのですけれども、この質の確保といいますのは、入居者支援の質の確保という意味でしょうか。

【管理係長】 サービスの提供の質の確保というところと、あとは例えば虐待の防止とか、適正な請求とか、そういったところも含めまして総合的な質の確保という形となっております。

以上でございます。

【委員】 そうしますと、入居者の方に対する日常的な支援の質があまりよくないとか、そういうこととはちょっと違ってくるということになる。

【管理係長】 例えば、単純にその支援の質というよりも、例えば従業員の方の人数が足りずに手が回らないとか、あと労働環境がよくないとか、それによって利用者様へのサービスが十分でないといった状況も、一部事業者様において見受けられるところがございますので、そういったところも含めまして、適正な運営がされているかどうかというところを改めてこちらでも確認、注視していきたいというところでございます。

【委員】 分かりましたといいますか、日常なかなかちょっと精神障害の方に、難しいといいますか、こちらは十分にちょっと支援ができずに、うまくいく方はうまくいくのですけれども、難しい方は難しいというところがちょっとありまして、あれでしたけれども、おっしゃることをお聞きしまして、努力していきたいと思います。ありがとうございました。

【管理係長】 1点ちょっと追加させていただければと思うのですけれども、共同生活援助につきましては、先日、施設代表者会におきまして、新たに共同生活援助の部会をつくる方向でちょっと検討を進めていくという形になっておりまして、その中で事業者同士の連携というか、情報交換等を含めて、改めて、質の確保というか、進めてまいりたいとも考えているところでございます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

委員、お願いいたします。

【委員】 29ページ、(1)訪問系サービスのところなのですけれども、居宅介護で、精神障害者の方の利用が増えているという、実際そのとおりで、ものすごく増えているのですけれども、ただし、やってくれる事業所数は減っています。特に精神の方の家事援助はお断りしますという形で、身体介護がつかないと、単価的にもどうしてもヘルパーさんたちもお金が稼げないということ

で、事業所も運営があるのでというところで、特に精神の方はキャンセルとかも多かったりもしますし、なかなかそういったところで、実際に市内で結構な事業所数があるのですけれども、精神の方をやってくれる事業所数は3つぐらいしかないのですよね。その中でやりくりしている中で、支給決定は出るけれども、ちょっと待機していてくださいという方もいたりとか、ちょっとヘルパーとトラブルがあったりすると、なかなか次のところを探すというのが難しかったので、近隣他市とかにもお願いはするのですけれども、自分の自治体でということ言われてしまったりもするので、サービスの見込量確保に向けての方策というところで「地域の事業所と連携して福祉人材の確保及び養成の支援に努めます」と書いてあるのですけれども、そこをちょっと本当に真剣にやっていないと、支給決定は出るけれども、サービスは追いつかないという状況もどんどん加速していくのではないかなと思っています。

今、計画相談で「ヘルパーをお願いします」と言われても、正直、困ってしまうのです。「嫌です」と言いたいぐらい事業所が探せないです。なので、とてもすごく大きな地域の課題だと思っています。

【会長】 ありがとうございました。

委員、お願いします。

【委員】 やはり同じで、生活介護の事業所が、市内はもう全部定員いっぱいになっていて、市外しかないというのが実情で、人数は増える。この人数だけでいったら、生活介護の支給が出るのかもしれないのですけれども、事業所がないというところで、見込量確保に向けての方策というところを同じようにかなり頑張っていたきたいなというのが感想です。

【会長】 ありがとうございます。

委員、お願いします。

【委員】 私も今のところは同じで、行動援護も同じような状況だと思うのですね。支給はされても使える事業所が少ないというところはあると思いますし、今後、強度行動障害の人への支援というところが入ってくる以上、ここに書かれているのが絵に描いた餅にならないようにしていくためにはというところを、ちょっと、いつもこう書いてあるけれどもとならないようにしていかなければいけないのかなという。だからといってどういう方策があるかと、すぐに私も出てくるわけではないのですけれども、この行動援護も同じだと思いますし。あと、共同生活援助とか、グループホームの利用に関してとか、先ほどの地域生活支援拠点などもそうですけれども、いずれに備えるというだけではなくて、将来の生活を考えたときに、夢や希望を持って利用したいというところも、事業所がないから、要は、例えば軽度の子たちにとっては、施設に入るよ

うなショートステイだと、夢や希望を持って、独り暮らしとか、将来を考えていたので、こういう共同生活援助なんだみたいになってくると、そこはちょっとニーズが違うのかな。ニーズとウォンツは違うと思うのですよね。だから、そういうところもちっと踏まえた、計算式でこういう数というのは出てくると思うのですが、実際にそれが伴うような計画とか、それぞれの方の気持ち、意向というところを酌み取った形の計画にぜひしていただきたいなと。数として出すのではなく、本当の中身のある数になってくるといいなと思いました。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】 38ページの相談支援ですが、毎度のことになってしまうのですが、けれども、この相談支援事業の見込量確保に向けての方策というところです。相談支援専門員の不足が見込まれるという予測というところは当然でして、なかなか根本的な解決というのが、もう市の問題ではなくて国の問題にもなっているのではないかなというところで、本当に職員がもう疲弊してしまって、やりたい仕事が相談支援専門員という形ではないのですよね。本当に、ニーズがあるときには困った方に対してはしっかり支援していきたいという職員のマインドはあるのですけれども、件数が多くなってくると、なかなかそこまで回し切れないという実情というのをいつも見ていて感じると思います。

事業所の参入というところもありますけれども、なかなか研修とか、そういったところでもマンパワー不足というのは本当にこれから進んできていますし、皆さんで分担してやっていくということも一つかもしれませんが、なかなか事業所の都合とか実情というところもあるので、その報酬とかを改定していただくとか、何か手だてがないと、どこの事業所も兼務という形で進めているというところなので、受けたくても受けられない。あとはもうセルフプランという形になってしまうケースも、ほかの自治体のほうでも話は聞いておりますので、何とかここは対策が喫緊かなとは思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

【委員】 38ページの地域定着支援なのですが、第6期の実績がゼロで、第7期の見込みが1ということになっているのですけれども、これは、ニーズがあまりなかったのか、事業所がなかなか適当なところがなくてということなのか、両方ともあまりないということなのか、その辺り、もし分かりましたらちょっと教えていただければと思います。

【管理係長】 ちょっと利用されている方がいらっしゃらないというところで、ニーズの確認というのなかなか難しいところではあるのですが、ニーズとしては恐らく一定はあるというところかとは思いますが、先ほど小林委員もおっしゃられたように、なかなか事業所様としても実施しづらいサービスというところもありつつということなのかなと思っております。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

では、続きの（５）地域生活支援事業の説明をお願いいたします。

【管理係長】 続きまして、39ページ以降が地域生活支援事業になります。こちらは、今まで記載していなかった事業が幾つかございまして、必須事業につきましては基本的に全て記載するような形に今回からしております。

まず、①の理解促進研修・啓発事業という形で、障害のある人に対する地域住民の方の理解を深めるための研修・啓発事業というところで、本市におきましては、団体様が実施する啓発事業に対しまして事業費の一部を補助しているというところで、今後も実施していきますという形での記載となっております。

②の自発的活動支援事業につきましては、現在実施していないところになりますので、今後検討を進めていくというところでございます。

また、③の障害者相談支援事業、基幹相談支援センター機能強化事業につきましては、今現在実施しているところを今後も継続していくというところになります。

また、住宅入居等支援事業につきましても、現在実施していないところになりますので、こちらも検討を進めますというところでございます。

続きまして、41ページを御覧ください。こちらの成年後見制度法人後見支援事業につきましても、現在実施していない事業という形になりますので、今後、実施について検討するという形になっております。

また、意思疎通支援事業です。こちらは、手話通訳者様とか要約筆記者の方を派遣する事業となっておりますが、近年、かなり利用が増えている状況でございますので、若干の増加を見込んでいるというところでございます。

また、⑨の移動支援事業と、次のページ、任意事業になります日中一時支援事業につきましては、事業者様は、人材の不足等と、報酬との関係もございまして、なかなか運営も難しいというところがございしますので、より利用しやすい制度となるよう、適宜利用要件等の見直しを行いますという形で記載しているところでございます。

最後の点字・声の広報等発行事業につきましては、市のホームページ等、また広報等の読み上げ機能等になりますので、こちらも継続して実施してまいりますという形になっております。

45ページ以降は、事業の見込量確保に向けての方策になりまして、こちらも今回から事業ごとに掲載するような形としております。

また、その次の47ページです。こちらは、青年・成人期の余暇活動につきまして、継続してコラムでの記載になっておりまして、今回につきましては、3段落目のところで、活動の場としてさいわい福祉センターの施設貸出を開始しており、また新たな活動の場の確保についても模索していますという形での記載とともに、最後に、地域自立支援協議会などで調査研究していきますという形で記載しております。

こちらは、本日は欠席ですけれども、斎藤委員からも、また他市の状況につきまして情報提供していただけるというお話も前回出ておりましたので、その辺りも含めて、地域自立支援協議会の中で、市としてこういった活動ができていくのかというところを来年度以降、話し合いをしていければという形での記載となっております。

取りあえず以上となります。

【会長】 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、第4章の障害児福祉計画についての説明をお願いいたします。

【管理係長】 そうしましたら、最後、49ページ以降が障害児福祉計画になります。

こちらは、まず目標の設定というところで、(1)重層的な地域支援体制の構築というところになります。

まず、国の基本指針におきましては、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すというところで、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とするとされております。

東久留米市におきましては、児童発達支援センターとしてわかくさ学園がございまして、そちらを中核的な支援施設として位置づけまして、事業所連絡会の開催や研修の実施等、地域で障害児通所支援事業等を実施する事業所様と緊密な連携を図りながら、重層的な障害児通所支援の体制整備を進めますという記載としております。

また、児童発達支援センターわかくさ学園で実施しております保育所等への巡回相談、また保育所等訪問支援事業等を活用しながら、本市における療育の向上と障害のある児童の地域社会への参加・包容の推進に努めていきますと記載しております。

また、(2)としまして、関係機関と連携した支援というところでございます。障害のある児童の早期の発見、支援並びに健全な育成を進めるため、児童発達支援センターわかくさ学園で行っております相談事業、親子療育事業と、健康課が行っております乳幼児健診、発達健診時での連携を充実し、早期療育につなげていきます。

また、就学時に庁内及び教育・医療等関係機関と連携し、それぞれの児童に最適な教育が提供できるように支援いたします。

また、就学時及び卒業時におきまして、支援が円滑に引き継がれることも含め、教育機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所と連携を図り、成人期も含めた切れ目のない支援体制の構築に努めていきますという形での記載となっております。

また、(3)といたしまして、特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備という記載となっております。

こちらは、重症心身障害児や医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、課題の整理や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図ります。

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられますように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とするとされております。本市におきましては、わかくさ学園におきまして一定の重症心身障害児の方の受入れを行っております。ただ、放課後等デイサービス事業所につきましては、ある程度ニーズもある中で、今のところ提供できていないというところがございますので、事業者様への働きかけを行うなどして、事業所の確保に努めてまいります。

また、医療的ケア児に関しましては、地域自立支援協議会を関係機関等が連携を図るための協議の場としております。令和5年度に決めました東久留米市医療的ケア児受入方針を基に、適切な支援が受けられますよう、関係部署によります連携を進めるとともに、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるべく、医療的ケア児コーディネーターの配置を促進し、支援のための地域づくりを推進していきますとしております。

現時点で、医療的ケア児コーディネーターの人数は、わかくさ学園に3名い

る状況でございます。ただ、ちょっとお休み中の職員等もおりますので、今後
もまた新たな研修を受けている者と、あと民間事業所でも医療的ケア児コー
ディネーターの研修を受けていらっしゃる方がいらっしゃいますので、地域の広
い中で支援が続けられますよう、体制を構築していくというところを目指して
います。人数の配置としては3名を見込んでいるところでございます。

また、続きまして、51ページ以降は、事業量の見込みとなっております。
こちら、居宅訪問型児童発達支援は、今まで記載がなかったところで、新た
に記載しているところでございまして、こちらの実績、見込みともに、今のと
ころゼロという形になっております。

また、そのほか、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、
障害児相談支援も含めまして、児童系サービスは、引き続き利用がかなり増え
ている状況になっております。ですので、今後もしばらくの間は利用が引き続
き増えるというところで数値を見込んでいるところでございます。

また、最後に53ページです。こちらが、見込量確保に向けての方策になり
ます。

利用者様のニーズの増加が引き続き見込まれる中、サービスの質の確保が課
題となっているところでございます。現に、放課後等デイサービス事業所で幾
つか事故等も起こっているような状況でございますので、地域自立支援協会の
子ども部会や事業所間の情報交換、また、先ほど少しお話がありましたけれ
ども、施設代表者会の放課後等デイサービス部会も新たにできたというところ
で、サービスの質の向上を目指すとともに、必要な事業量の確保に努めますと
いう記載をしております。

また、こちら、相談支援専門員の方の不足が見込まれるというところで、
新規事業者の参入や研修の受講を積極的に促し、見込量の確保に努めますと
しているところでございます。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見等をお願いいたします。

よろしいでしょうか。お願いいたします。

【委員】 御説明ありがとうございました。先ほどの成人のほうにちょっと
戻ってしまうかもしれませんが、地域生活支援事業で日常生活用具の給付
等があるかと思うのですが、医療的ケア児等も増えてきて、今、未就学のお子
さんについては対象外といったところもあるかと思うのですね、生活介護等
についても。そういったところで、ニーズとしては上がっている、例えば吸引器
などについて、ちょっと前回あったのですけれども、お子さんは未就学なので、

市としての給付はありませんといったところもございましたので、そういったところもこちらのほうに記載がありますように、随時といったところで検討をぜひ、していただきたいと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、全体について何か、この場でありましたらお願いいたします。

委員、お願いします。

【委員】 今日は第7期、第3期の福祉計画の数値の確認ということで、今後の流れとしては、今日お話しして、もうこれについては終わりになるのかな。

【管理係長】 今いただいた意見を反映できるところは反映させていただきまして、12月からパブリックコメントをするような形になります。もう一回、1月にこちらの地域自立支援協議会で最終的に諮らせていただくという形になりますので、その時点でまた御意見等をいただければと思っております。

以上です。

【委員】 以前、事務局会みたいなものをやっていたのですが、もうそれはなくして、一応進めていくという感じになるのかな。

【管理係長】 本来であればやりたいところなのですが、すみません、ちょっとこちらの余裕がなくてというところで、申し訳ないです。

以上でございます。

【委員】 いつも余裕がないと、はい。

【会長】 例えば、この場で出なかったのですが、後で見返したときに何か伝えたいことがある場合に、直接連絡しても構わないものですか、意見等を。

【管理係長】 もちろん、言っていただいて大丈夫です。

【会長】 ということですので、何かお気づきの点等あれば、事務局へお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

委員、お願いします。

【委員】 それは、どういう形で上げれば、福祉課のほうにメールとか何か、そういう形で今みたいな、見返してみたいけれども、こういうのが気になったのだけれどもというのは、どういう形で返せばよろしいのでしょうか。

【管理係長】 お電話等でも大丈夫ですし、メール等でも大丈夫ですので、何かしら伝わるような形でいただければ大丈夫だと思います。ただ、ちょっとタイミングによっては、反映できないというタイミングもありますので、ちょ

っとその辺を踏まえてという形にはなってしまうかとは思いますが、できる限り、反映できるところは反映させていただければと思います。

以上でございます。

【委員】 すみません、時間がない中で一つだけ。児童のところで、例えばうちの学校などもそうなのですが、東村山福祉園というのがこの地域にはあったりするので、障害児の入所施設に入っている子たちというのは、全然こういうところには上がってこない、もう見えない子たちになっているのかな。この中でもそういう支援用というのはないので、ただ、今後、障害児の入所支援から障害者の入所支援に行くのか。それから、そうすると施設入所、でもそれは進めていかないよというところと、あとグループホームには、強度行動障害があるような子たちだったりするので、グループホームの利用というものも出てきたりするのですが、なかなか福祉施設に入っているとそういうニーズが見えてこないみたいなどころがあるので、何かちょっとそういうところはどうなのかなというのが、これはちょっと素朴な疑問なのですが。

【管理係長】 障害児の入所施設に関しましては、基本的に東京都のほうで恐らく管轄しているところになりまして、なかなか市で計画のほうに記載という形ではないところではあるのですが、東京都のほうでも、国の基本指針においても、円滑に入所した後の生活が行われるようなような記載があったかと思いますので、その辺は東京都等の計画も含めて整合性を図っていただければと考えております。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、全体を通して、いかがでしょうか。

すみません、すごい駆け足なのですが、それでは一度閉じさせていただいて、本日の議論を踏まえて、事務局で素案を取りまとめていただきたいと思います。

では、すみません、まだ残っているのですが、次第の大きな2番の報告事項で、部会報告です。10月26日に本協議会主催で研修会を開催したということで、子ども部会の部会長から御報告をお願いいたします。

【委員】 10月26日、この委員でもあります斎藤先生に講師をお願いしまして、「子どもとの関わりー性教育の視点から」というテーマで行いました。参加者は63名という大勢の皆さんが来てくださりまして、ただ、放デイとか作業所の職員がほとんどで、本来、保護者の方に聞いてほしかったのですが、保護者の方がとても少なかったのが残念でした。斎藤先生が今までいろいろ自分の研究とかで調べたエビデンスを基に、学校での実情のお話をしてい

ただいたり、放課後デイに参加してくださる方の主に職員の方ですけれども、前もって質問を受けていたので、それに対するヒントということでお話をいただきました。

最初に先生のほうから、性教育というのは情報の共有から始めようということがあったのですけれども、本当に情報の共有というところで、なかなか答えは出ないですけれども、皆さんがそれぞれ考えられるいい機会になったのではないかなと思います。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

今のことににつきまして、御発言がおありの委員がいらっしゃいましたら、お願いします。

ありがとうございました。

それでは、次第の3番、その他ですが、事務局から何かありましたら、お願いいたします。

【障害福祉課長】 特にございません。

【会長】

では、最後に次回の日程について、事務局よりお願いいたします。

【障害福祉課長】 次回、第4回の協議会でございますが、来年1月16日火曜日午後2時から開催を予定してございます。会場は未定となっておりますので、開催通知にて改めて御案内させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、委員、お願いします。

【委員】 この計画の1月がかなり話としては必要になってくるのではないかなと思うので、1時間半ですとちょっと議論ができないような気がするので、そこら辺もちょっとまた相談していただいて、事前に開催時間が分かっていたら調整できると思うので、そこら辺はよろしくお願いします。

【会長】 お願いします。

【委員】 すみません、終わりのところで。就労部会の報告がちょっとできていなかったのもので、次回の会議のときに、追って。

【会長】 それでよろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 すみません。ありがとうございました。

それでは、予定していた議題は全て終了いたしました。議事進行に御協力いただきましてありがとうございます。追って事務局より議事録の確認があると

思いますので、御出席いただいた皆様におかれましては確認のほうよろしくお
願いします。

時間が過ぎて、大変申し訳ありませんでした。

それでは、第3回の協議会を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。
ました。

—— 了 ——